

様式第3

会 議 録

会議の名称	茨木市公の施設使用料免除団体審査会
開催日時	平成 26 年 1 月 21 日 (火) (午前・ <u>午後</u> ) 1 時 30 分 開会 (午前・ <u>午後</u> ) 3 時 00 分 閉会
開催場所	茨木市役所南館6階 第2会議室
出席者	【審査会委員】 坪内隆、綾部貴子、木村武俊、木村正文 【担当職員】 小島青少年課長、杉林商工労政課長代理、今西市民生活課長、 大神人権・男女共生課長 【事務局】 財政課長、係長2名、職員2名
欠席者	【審査会委員】 矢倉昌子
議題(案件)	・ 公の施設使用料免除団体の審査について
配布資料	・ 次第 ・ 区分別使用料免除申請団体一覧

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>それでは、時間となりましたので第1回茨木市公の施設使用料免除団体審査会を始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ち、各委員をご紹介します。</p> <p>《委員紹介》</p>
事務局	<p>現在、委員5名中4名の出席をいただいております。茨木市公の施設使用料免除団体審査会条例第7条第2項「過半数以上の出席」を満たしておりますので、この会議は成立しております。</p>
会 長	<p>ただいまから審査に入りたいと存じますが、まず、審査会の運営に関し、本審査会及び会議録を公開にするのか、非公開にするのかを、皆さんにお諮りしたいと思います。まず事務局から審査会の公開についての説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から審査会の公開等について説明申し上げます。</p> <p>本市では、「茨木市審議会等の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合などを除き、公開を原則として、審議会等に諮ったうえで決定することとしております。また、審議に関して提出された資料についても、審議会等の同意を得て傍聴人に閲覧させることができることとしております。会議録についてもその作成とその公表に努めているところでございます。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から会議の公開についての説明がありました。今後、非公開とすべき案件が発生したときには、皆様にお諮りし、会議の非公開を決定することとして、それまでは、原則に則り会議は公開といたしまして、会議録につきましても公開することとし、資料につきましても傍聴者への閲覧を許したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>それでは、本審査会を原則公開といたします。 傍聴者がいらっしゃるか確認してください。</p>
事務局	<p>傍聴者は、いらっしゃいません。</p>
会 長	<p>それでは、会議を再開し、議事をはじめます。 まず始めに、前回の審査会で指摘があった免除団体の所在地をそれぞれの施設に置くことについての取扱いと、地域集会施設の免除団体適用の審査手続きの変更について、事務局に説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>まず、前回の審査会におきまして、免除団体の所在地について、ご指摘をいただいておりますが、明確な回答ができておりませんでしたので、その後適正な取扱いとするため調整をいたしましたので、ご報告いたします。青少年センターと公民館の免除団体につきまして、これまで任意に当該施設に所在地を置いておりましたが、今回、当該施設の免除を受けることができる団体につきましては、その所在地を当該施設に置くことを認める規定を整備いたしましたので、報告いたします。なお、消費生活センターにつきましては、免除の適用を受けている団体のうち1団体のみが当該施設に所在地を置いていることになっておりますが、所在地の変更手続きをなされる方向であることを聞いております。</p> <p>公民館と青少年センターで整備いたしました規定の基本となる考え方は、公民館の免除団体については、対象団体が事業実施のための委員会等であり、地域住民の活動実施のため連携不可欠であるという観点から、公民館に住所を置くことを認めております。また、同様に青少年センターの対象団体につきましても、青少年団体の連絡をする協議会等であり、連絡をする場として所在を置くことを認めております。これらにつきましては、免除団体が、その場所を専有するわけではなく、連絡や連携の場として使用するという観点から、当該施設に所在地を置くことを認める規定を設け、適切に運用をしていきたいと思っております。</p> <p>次に、地域集会施設の免除団体適用の審査手続きの変更について説明申し上げます。地域集会施設の免除団体適用については、「設</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>立の趣旨」、「活動の目的」、「活動の内容」から『茨木市公の施設使用料免除団体審査会』において、個々の団体の審査は行わず、内容を熟知する所管課においてその活動内容等を確認し、効率的な審査手続きにより免除を適用する方法へと変更致します。</p> <p>その理由と致しましては、自治会や子ども会など、地域集会施設の免除団体は、「行政との協働の観点から重点的な行政課題である地域活動の推進に向けた役割を担う団体」で、市が積極的に結成を依頼し、結成後は各所管課において登録を要件としている団体であること、また、概ね行政と同様の活動を担っており、個々の団体ごとに活動内容の優劣の判断を要するものではなく、各所管課において活動内容等の確認が可能であるためでございます。</p> <p>免除団体の所在地をそれぞれの施設に置くことの見直しについては、事務局からの説明のとおり、今後も適切な運用に努めていただきたいと思います。</p> <p>地域集会施設の免除団体適用の審査手続きの変更についてですが、今回から地域集会施設の免除申請団体については、市の各所管課で活動内容等の確認を行い、免除に適合する団体の一覧表を作成のうえ審査会へ提出し、審査会において承認する手続きに変更いたしますがご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なし】
会 長	それでは、地域集会施設の免除審査の手続きを変更いたします。
事務局	<p>地域集会施設の免除団体申請一覧表について、配布させていただきます。内容について説明させていただきます。</p> <p>今回、地域集会施設の免除申請団体は、679 団体でございます。その内訳は、自治会は 211 団体、連合自治会が 33 団体、各団体連絡協議会は 4 団体、公民館区事業実施委員会は 32 団体、自主防災会は 21 団体、茨木防犯協会地域防犯支部は 17 団体、地区人権啓発推進委員会は 19 団体、人権地域協議会は 3 団体、民生委員児童委員協議会は 1 団体、地区福祉委員会は 33 団体、老人クラブは 77 団体、市立小・中学校の P T A は 40 団体、青少年健全育成運動協議会は小学校区が</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>24 団体、中学校区が 7 団体、こども会は単位こども会が 140 団体、小学校区が 17 団体でございます。</p> <p>それでは、説明のとおり地域集会施設の免除団体につきまして、各担当課において免除団体に適合しているかの確認がなされ、免除申請のあった団体につきまして、茨木市公の施設使用料免除団体として承認し、妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>地域集会施設の免除申請団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。</p> <p>以上をもちまして、地域集会施設の審査を終わります。</p>
会 長	<p>これから順次、公の施設使用料免除団体の審査を行いますが、直ちに意見なり、ご質問なりをいただくことも難しいと考えますので、必要に応じて市の関係職員から説明又は意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>それでは、青少年センターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思いますと思います。</p>
担当職員	<p>青少年センターは、自主的、組織的な青少年活動を助長することによって、青少年及び青少年団体の健全な育成及び人権文化の高揚を図ることを目的として設置しております。管理については、市が直接管理運営を行っております。今回、青少年センターの使用料免除申請は、スカウトの 6 団体から申請があり、各団体により多少の違いはありますが、活動を通じて青少年の優れた厳格を形成し、青少年の健全育成に寄与することを目的としている団体です。各団体とも青少年センターの設置目的に適合しており、清掃活動や募金活動等を市と協働して行っております。また野外活動やボランティア活動を通じ、青少年の育成に努めていただいております。その他の</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	項目につきましても、免除団体としての要件を満たしていると考えておりますので、審査の程よろしくお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。
会 長	今回申請のあったのは、昨年と同じ団体でしょうか。
担当職員	昨年と同じ6団体になります。
会 長	ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。なければ、市の関係職員の説明を聴いたうえで、日本ボーイスカウト大阪連盟茨木第1団等、6団体につきましても、審査に付したいと思ひます。 日本ボーイスカウト大阪連盟茨木第1団等、6団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。
委 員	【異議なし】
会 長	日本ボーイスカウト大阪連盟茨木第1団等、6団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。
会 長	それでは、引き続き労働センターを利用する団体につきましても、審査を行いたいと思ひます。なお、これから審査の対象となる団体の中に、木村委員ご自身が関係される団体があるということ、事務局から聞いております。 労働センターの団体の審査にあたりましては、木村委員には、ご退席頂きたいと思ひますが、いかがでしょうか。
	《木村委員退席》
会 長	審査を再開いたします。 それでは、労働センターにつきましても、市の関係職員から説明いただきたいと思ひます。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>労働センターは、茨木市市民総合センター条例第1条にありますように、労働および消費生活に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資するために設置されている施設です。また、11条において、勤労者のための講座や研修会、および福利厚生など労働センターにおいて実施される事業について規定しております。さらに、12条では、労働センターを使用できる団体は、労働関係として登録された団体と規定しています。次に、当センター条例施行規則第13条の2第1項では、労働センターの免除団体にかかる審査要件を規定しております。</p> <p>今回、18団体から申請があり、内訳につきましては、18団体のうち16件が労働組合、勤労者の福祉の向上を図る事業を行う団体が2件です。抜粋して、説明させていただきます。</p> <p>まず、『茨木市保育ネットワークユニオン』の資料をご覧ください。こちらの団体の所在地は駅前三丁目8番13号、組織人数は35人です。規約、予算書、決算書については添付書類のとおりであり、規約第6条に目的、第7条に活動内容を規定しています。事業報告にありますように、人員確保や、勤務条件の改善等に取り組まれている団体であります。</p> <p>次に、『茨木市教職員組合』であります。所在地は新中条町7番12号、組織人数は100人、規約、決算書、予算書については添付書類のとおりであります。規約の第3条に活動目的、第4条に活動内容を掲げられています。事業報告にありますとおり、労働条件の維持改善、組合員の福利厚生に関すること等に取り組まれています。</p> <p>つづきまして、『連合大阪北大阪地域協議会北摂地区協議会茨木連絡会』でございます。所在地は松下町1番1号で、組織人数は1,000人、規約、決算書、予算書については添付書類のとおりであります。研修会の開催や福利厚生事業の実施などを行っておられます。これら以外の申請団体についても、すべて要件を満たしており、申請書類も完備しておりますので、よろしく申し上げます。</p>
会 長	ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。
会 長	茨木市保育ネットワークユニオンについてですが、こちらの団体の構成員は、市の職員になりますでしょうか。
担当職員	こちらの団体の構成員は、市の保育職の職員になります。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	所在地は、市役所の中でしょうか。組合の事務所があるのでしょうか。
担当職員	市役所の中にございます。
会 長	こちらの団体は、昨年も申請がありましたでしょうか。
担当職員	昨年も申請がありました。
委 員	保育ネットワークユニオンの役員の選挙などはされているのでしょうか。
担当職員	選挙の規定がございますので、されていると思います。
会 長	他に何かご質問等ございませんでしょうか。なければ、市の関係職員の説明を聴いたうえで、アルティフーズ労働組合等、18団体につきまして、審査に付したいと思います。 アルティフーズ労働組合等、18 団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。
委 員	<b>【異議なし】</b>
会 長	アルティフーズ労働組合等、18 団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。
会 長	労働センターについての審査が終わりましたので、木村委員に入室していただきます。  《木村委員入室》
会 長	審査を再開いたします。
会 長	それでは、つづきまして消費生活センターについて、市の関係職員から説明いただきたいと思います。



議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>茨木市市民総合センターは、消費生活に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資することを目的として設置された施設であります。消費生活センターは、茨木市市民総合センター条例第20条に規定している消費者相談業務、消費者被害の未然防止のための啓発業務、各種情報の収集および提供を行っております。</p> <p>次に、免除申請をされている団体について説明させていただきます。今回、申請があったのは、消費生活関係団体として、茨木市消費者協会、大阪淀川市民生協協同組合、生活クラブ生活協同組合大阪、生活協同組合コープ自然派ピュア大阪の4団体で、いずれも昨年の免除団体審査会において、免除団体と認められた団体です。</p> <p>それぞれ免除団体申請書に、活動目的、活動内容を記載し、定款、会則、決算報告、事業計画等の資料を添付させていただいております。</p> <p>次に茨木市市民総合センター条例施行規則第13条の2第2項の各号に挙げる審査基準についてですが、まず第1号の設置目的に適合する団体であります。いずれの団体も市民総合センターの設置目的である消費者の権利擁護などの活動を行っており、消費生活センターと連携し、消費生活展やセンター主催の講演会などに積極的に参加し、また、消費生活センター運営懇話会委員として参画、協力し、消費者啓発などの活動を行っております。2号の定款、会則等による運営団体、3号の予算、決算がある団体につきましては、申請書記載及び添付資料のとおり適合している団体であります。次に4号の営利団体にきましては、生活協同組合の3団体が営利団体かどうかの判断につきましては、消費生活協同組合法第9条において、組合はその行う事業によって、組合員及び会員の最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならないとされ、最大奉仕の原則によって設立された組合であること、事業概要においても、消費者の生活改善や消費者の権利を守る事業を行っておりますことから、営利団体には当たらないと考えております。また、この3団体は、活動の本拠地は、茨木市外になっておりますが、支部が茨木市内にあり、市内在住組合員数も相当数であり、5号及び6号の要件についても満たしております。7号の他の施設においても、4団体とも免除申請は行っておらず、茨木市市民総合センター条例施行規則第13条の2第2項の各号の要件を満たしておりますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。なお、茨木市消費者協会の所在地につきましては、先ほど事務局から</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	説明いただきましたが、5月の総会におきまして、会則、所在地の変更を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願いいたします。
会 長	申請団体は、昨年度と同じ団体でしょうか。
担当職員	1団体、茨木市中央生活学校が減っております。
会 長	生協3団体と、消費者協会の合計4団体になるのですね。
委 員	支部ごとの人数は何人ぐらいいらっしゃいますか。
担当職員	免除申請書の組織人数の欄に、括弧書きで茨木市内の人数を記載しております。
委 員	会費についてですが、入会金や年会費以外に、研修等に参加された場合には費用徴収されているのでしょうか。
担当職員	研修会などにおいては、自己負担をさせていただいております。無料の研修会などをできる限り活用させていただいております。
委 員	研修会などを開かれたあとは、アンケート等を取られていますでしょうか。
担当職員	茨木市消費者協会においては、実施しておりますが、生活協同組合については、把握しておりません。
会 長	茨木市内の生活協同組合は、免除申請のある3団体だけでしょうか。
担当職員	消費生活センターへの登録団体としては、あと1団体ございますが、免除申請は当該3団体でございます。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>他にご質問等ございませんでしょうか。なければ、市の関係職員の説明を聴いたうえで、茨木市消費者協会等、4団体につきまして審査に付したいと思います。</p> <p>茨木市消費者協会等、4団体につきまして、茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。</p>
委 員	【異議なし】
会 長	茨木市消費者協会等、4団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。
会 長	それでは、引き続き男女共生センターローズWAMにつきまして、審査を行いたいと思いますので、市の関係職員から説明いただきたいと思います。
担当職員	<p>男女共生センターローズWAMは、男女共同参画社会を推進し、女性の自立と社会参画を図ることを目的に設置された施設でございます。具体的な活動としては、男女共同参画社会推進のための情報の収集や提供・啓発、各種講座・研修の開催、女性問題等に関わる相談業務、施設の貸出業務などを行っています。当該施設の免除基準につきましては、昨年度の審査会におきまして、一定施設の設置目的と利用団体の活動実績に鑑み公平性と公正な運用を確保するために、平成25年4月の利用分から免除団体の審査基準を改正させていただいております。</p> <p>今回16団体から免除申請を受けております。「NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ」と、「サポートユニオンwithYOU」の2団体以外の14団体につきましては、昨年度の新たな基準改正によりまして、免除いただきました団体の継続申請ということで、この平成26年度の申請がでているところであります。</p> <p>「NPO法人大阪府北部コミュニティカレッジ」についてでございますが、こちらの団体は、定款等で、シニアの方々が第一線を退かれた後、思いを同じくする地域の仲間と共に学び教えあう機会を持ち、そこで得た知識を発揮できる活動の場を作ること、そうした活動を通じて、自分自身の能力や可能性を発揮して思いの実現を達</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>成し、共に社会貢献の実感が持てるような活動をしていくこと、また、シニアの生きがいと元気づくりを支援すること、そして次世代を担う子どもたちの健全育成に努め、助け合い、ふれあい、絆のある心豊かな地域コミュニティの活性化及び各種活動の深化を行っていくことに寄与することを目的に活動されています。人権擁護や平和の推進を図る活動、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、子どもの健全育成を図る活動などを実践されているところでございます。本市の第二次男女共同参画計画というものを、平成24年の6月に策定させていただいておりました、その一つの重点目標の中に誰もが安心して暮らせる社会づくりという項目がございます。その中の高齢者等が安心して暮らせる環境の整備という項目に、高齢者の豊富な経験や能力を地域活動や市民活動に活用できるように支援していくという男女共同参画の目標を掲げているところでございまして、この団体につきましては、子どもや若者の学習支援に、今まで培ってきた自分たちの能力を活かしていただけるような活動をしていただいているということで、ローズWAMの新たな一分野を担っていただける団体であると思っております。</p> <p>次に、「サポートユニオンwithYOU」についてですが、こちらの団体は、基本目標のなかで、働く場における男女平等を進めるということで、労働に関する法律や制度の周知徹底や、男女平等等に取り組んでいただいております。また、多様な働き方の普及促進に取り組んでいただいていること等から、第二次男女共同参画計画の一つの分野を担っていただける団体ではないかと思っております。</p> <p>ローズWAMに登録する男女共同推進団体については、一番多いときで27団体ございましたが、メンバーの高齢化などもあり、近年減少傾向にありました。今16団体まで減少をしたわけではありますが、この二つの団体が新たな分野を担っていただけるということで登録をいただきまして、18団体になっております。センターの新たな活性化に向けた役割を担っていただけると考えておりますので、この2団体を含めた16団体の免除の承認をいただきたいと考えております。あと、残りの2団体につきましては、免除申請が出ておりませんので、よろしく願いいたします。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。
委 員	「サポートユニオンw i t h Y O U」についてですが、内容的に労働相談等、組合的な関係が多いようですので、別の施設の団体にも該当するに思うのですが、こちらの団体は、法人格等は取られているのでしょうか。また、一覧表を拝見しますと、連絡会にも2回しか参加されていないようですので、その辺りをご説明いただけますでしょうか。
担当職員	この団体は、11月からの登録になりますので、連絡会につきましては、それまで欠席されているということではございません。また、法人格等は有しておらず、個人の集まりになっております。活動内容につきましては、労働問題という部分を含んでいる団体ではあります。
委 員	活動内容が労働相談となっているので、登録の窓口がローズWAMでいいのかどうか、判断が難しいところがあると思うのですが。
担当職員	それにつきましては、組合活動ということであれば、市民総合センターの労働団体等になってくるのかと思いますが、労働団体としては免除申請をされていないということですので、二重に免除するということはございませんので、私どもといたしましては、男女共同参画の活動を担う団体としてローズWAMで承認いただきたいと思っております。また、今後そのような課題が生じたときは、どちらか選択という可能性も生じてくると思っております。
会 長	女性のメンバーが多いんですね。
担当職員	女性のメンバーが多いと聞いております。この団体については、労働相談を行っていますが、それ以外に、ひとり親家庭への学習サポート等も担っていただいております。
委 員	「茨木市教職員組合女性部・茨木民主商工会婦人部・サポートユニオンw i t h Y O U」についてですが、WAM祭り等の市のイベ

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>ントに参加されておられないようですが、問題はないのでしょうか。団体の設立目的に合致していないから参加していないなど、理由はあるのでしょうか。</p> <p>「茨木市教職員組合女性部・茨木民主商工会婦人部」につきましては、実行委員会に参加していただいたことのある団体です。また、イベントには参加していただいております。</p> <p>「サポートユニオンw i t h Y O U」につきましては、11月からの登録ということで、ローズWAM祭りにきましては、市民との協働ということで、8月ごろから実行委員会の形式で会議を進めさせていただいているため、実行委員会のメンバーに入る事ができなかった次第でございます。実行委員会には入っていただいておりますが、イベントには参加していただく予定です。</p>
会 長	「サポートユニオンw i t h Y O U」の会員は、何名ぐらいいらっしゃいますか。
担当職員	150名程いらっしゃいます。会員は、主に茨木・高槻の方が中心で、半数以上が茨木市在住の方でございます。
会 長	設立は、いつごろでしょうか。
担当職員	活動は従前からされていましたが、団体として活動されるようになったのは、平成23年10月だと聞いております。
会 長	会員の方は組合系の方になるのでしょうか。
担当職員	この団体は、誰でも入れる団体ということで、企業に勤めている方で、企業の組合に入れられない方でも入れると聞いております。
会 長	他に質問等ございませんでしょうか。なければ、以上、市の関係職員の説明を聴いたうえで、親学の一步・いばらき等、16団体につきまして、審査に付したいと思っております。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	親学の一步・いばらき等、16 団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。
会 長	【異議なし】
会 長	親学の一步・いばらき等、16団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申いたします。
担当職員	<p>それでは、いのち・愛・ゆめセンターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思えます。</p> <p>現在、いのち・愛・ゆめセンターは、コミュニティセンターや公民館と同様に地域集会施設という位置づけで、共通の免除基準に基づき免除しております。一方で、いのち・愛・ゆめセンターは、社会福祉法に基づく隣保館ということで、地域住民の福祉の向上を目指し、市民に対する人権啓発を推進し、すべての人権問題の解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする施設でもあります。隣保事業につきましては、社会福祉法に基づき、無料または低廉な料金で使用させることとされていますが、人権課題の解決という分野で他の2施設とは別にセンターの設置目的に照らし、運営上特に連携が必要と認められる地域住民の団体につきましては、共通の免除基準とは別にご審査いただくということで、昨年度から、部落解放同盟大阪府連合会の3支部につきまして、他の施設とは別に免除の答申をいただいております。今年度につきまして、この3支部からは引き続きいのち・愛・ゆめセンターにつきまして、免除申請が出されているという状況でございます。それと、もう一点でございますが、「NPO法人三島コミュニティ・アクションネットワーク M-CAN」でございますが、当NPO法人につきましては、茨木市及び周辺地域を基盤に地域の課題の発見や、地域住民同士の共助の仕組み等を提案し、教育・文化・環境等全般を高めることに関する事業を実施されております。構成員も、法人の目的に賛同して入会した団体、個人等であることから、免除要件である“地域型”ではなく、“目的型”の団体に当たるということで、昨年度も申請をいただいておりますが、免除団体に該当しない</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>という答申をいただいております。団体の強い思いから、今年も免除申請をいただいておりますが、規則等、市の考え方というのは昨年と変更がありませんので、担当課といたしましても、免除は難しいのではないかと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>「NPO法人三島コミュニティ・アクションネットワーク M-CAN」についてですが、街かどデイハウス等を運営されているということですが、場所はいのち・愛・ゆめセンターで実施されているのでしょうか。</p>
担当職員	<p>事業は、センターを借りて実施している部分がございます。但し、事業になりますので、無料ではなく、有料でお使いいただいております。</p>
会 長	<p>この団体は、センター利用度合いが高いため免除して欲しいということでしょうか。</p>
担当職員	<p>当該団体といたしましては、運営上特に連携が必要と認められる団体であり、免除に該当すると主張したいということです。使用料に関しましては、原則有料であり免除は限定的に適用すべきであることから、現在の免除基準が変わらない限り、現時点での免除適用は難しいものと考えております。</p>
委 員	<p>「部落解放同盟大阪府連合会中城支部」についてですが、資料として活動実績等が見えにくいのですが、何か情報はありますでしょうか。決算等の資料はでていますが、他の団体に比べ、活動内容の記載も抽象的で分かりにくいのですが。</p>
担当職員	<p>活動実績等に関しましては、団体により、若干の差はございますが、団体間の横の連携等をとっており、資料が不足しておりますが、同様の事業を実施されております。次回以降、具体的な活動実績等の資料を添付するように致します。部落解放同盟の同じ支部でござ</p>



議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	<p>いますので、基本的な活動内容は同じになります。</p> <p>団体により、温度差があるわけではないのでしょうか。</p>
担当職員	<p>温度差は、やはり若干はございますが、それぞれの地域の特性に応じた活動を行っております。どの団体も同じ目的のために活動をされておられます。</p>
会 長	<p>「部落解放同盟大阪府連合会中城支部」の活動報告を拝見すると、「NPO法人三島コミュニティ・アクションネットワーク M-CAN」との連携ということが記載されていますが、これは、街かどデイハウス事業を受託しているのち・愛・ゆめセンターで連携して実施しているということでしょうか。</p>
担当職員	<p>地域団体として、この支部がございまして、この支部とは別に各種事業を行う団体としてNPO法人三島コミュニティ・アクションネットワークがございまして、街かどデイハウスなどの活動に関しましては、このM-CANの活動として実施しているもので、支部は、M-CANの目的に賛同して活動に参画しているもので、あくまで活動主体は、M-CANでございまして、構成メンバーに関しましては、一部重複している方がいらっしゃいます。</p> <p>M-CANに関しましては、地域住民で構成する“地域型団体”ではなく、あくまで、目的達成のために集まった人たちで構成する“目的型団体”であるにとらえているため、重複する部分はございますが、免除に該当しないものと考えております。</p> <p>いのち・愛・ゆめセンターの今後のあり方につきましては、隣保館の連合会の今後の活動方針の中で、地域で活動を担うNPO法人などの各種団体と連携をとるよう謳われており、取り組んでいきたいところですが、いのち・愛・ゆめセンターの免除基準では、「地域住民の団体」しか免除を認めていないということでございます。</p>
委 員	<p>そういった必要性はあるのでしょうか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>現在、部落解放だけではなく、貧困等地域が抱える問題をどう解決していくかということが望まれておりますので、いのち・愛・ゆめセンターが問題解決に向けどうあるべきかなど、検討をしていく必要があると考えております。</p>
会 長	<p>免除については、施設の目的、市の政策、地域住民等との整合性を元に、限定的に判断していかないと免除団体が増えてしまうことになるので厳格に審査する必要があります。利用状況を活発化させる方向性であれば、免除団体を増やせばいいのですが、そうすると市の負担、市民の負担が増えることになりますので、基準に照らし合わせて判断した結果、免除対象団体はこの部落解放同盟の3支部ということによろしいでしょうか。</p> <p>他にご意見、ご質問等ございましたでしょうか。なければ、以上市の関係職員の説明を聴いたうえで、部落解放同盟大阪府連合会道祖本支部等、3団体につきまして、審査に付したいと思えます。</p> <p>部落解放同盟大阪府連合会道祖本支部等、3団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>次に、NPO法人三島コミュニティ・アクションネットワークについては、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当としない答申をしてよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>【異議なし】</p>
会 長	<p>それでは、部落解放同盟3支部については、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として、NPO法人三島コミュニティ・アクションネットワークについては、妥当としない答申を行いたいと思えます。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>審査対象団体は以上となりますので、平成25年度茨木市公の施設使用料免除団体審査会は、これをもちまして終了させていただきます。</p> <p>なお、使用料免除団体審査会の審査内容をまとめた答申書の作成等につきましては、私に一任させていただくことにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p><b>【異議なし】</b></p>
会 長	<p>ご異議がないということですので、今後の取り扱につきましては一任させていただきます。</p> <p>審査会を各委員の皆様方のご協力を得て、対象団体の審査を無事終了されたことにつきまして、皆様方のご協力に改めましてお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、平成25年度の公の施設使用料免除団体審査会を終了いたします。</p>